

令和 7 年第 4 回定例市議会議案

岸 和 田 市

令和7年第4回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第16号	専決処分の報告について	P. 5
議案第86号	岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	P. 21
議案第87号	岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	P. 25
議案第88号	岸和田市事務分掌条例の一部改正について	P. 29
議案第89号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	P. 33
議案第90号	一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 37
議案第91号	岸和田市道路占用料条例の一部改正について	P. 67
議案第92号	岸和田市火災予防条例の一部改正について	P. 71
議案第93号	岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正について	P. 75
議案第94号	令和7年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）	P. 79
議案第95号	令和7年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）	P. 85
議案第96号	令和7年度岸和田市下水道事業会計補正予算（第2号）	P. 89
議案第97号	令和7年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）	P. 91
議案第98号	指定管理者の指定について（岸和田市立自泉会館）	P. 93

議案番号	件名	備考・頁
議案第99号	指定管理者の指定について（岸和田市立大沢山荘）	P. 95
議案第100号	指定管理者の指定について（岸和田市中央公園等）	P. 97
議案第101号	指定管理者の指定について（岸和田市都市公園・児童遊園等（北側））	P. 99
議案第102号	指定管理者の指定について（岸和田市都市公園・児童遊園等（南側））	P. 101
議案第103号	指定管理者の指定について（岸和田市立体育館・運動広場等）	P. 103
議案第104号	工事請負契約の一部変更について (岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事(電気))	P. 105
議案第105号	工事請負契約の一部変更について (岸和田市貝塚市斎場整備運営事業(建設工事))	P. 107
議案第106号	財産取得について (災害用自動ラップ式トイレセット)	P. 109
議案第107号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて	別途送付

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した
から、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

専決処分第11号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和7年8月25日処分

岸和田市長 佐野英利

記

損害賠償の発生原因	金額
公用車運転中における 自動車接触事故	817,080円 (車両修繕費等)

専決処分第12号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年10月27日処分

岸和田市長 佐野英利

岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号の表55の部中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

専決処分第13号

市立学校園条例及び岸和田市立公民館及び青少年会館
の設置、管理等に関する条例の一部改正について

市立学校園条例及び岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等
に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年10月27日処分

岸和田市長 佐野英利

市立学校園条例及び岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

(市立学校園条例の一部改正)

第1条 市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条10号中「岸和田市尾生町528番地の1」を「岸和田市尾生町八丁目19番9号」に改める。

第3条13号中「岸和田市尾生町564番地」を「岸和田市尾生町八丁目17番22号」に改める。

(岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岸和田市立光明地区公民館の項中「岸和田市尾生町1231番地の3」を「岸和田市尾生町八丁目27番17号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月4日から施行する。

専決処分第14号

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等
に係る手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年10月27日処分

岸和田市長 佐野英利

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料に関する条例
の一部を改正する条例

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料に関する条例（令和4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表以外の部分中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同条の表中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改める。

第3条の表以外の部分中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同条の表備考第1項中「第1条の2第1項第1号」を「第1条の8第1項第1号」に改める。

第4条中「第5条の4第1項」を「第5条の14第1項」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月28日から施行する。

議案第86号

岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定めるところによる。

（暴力団の排除）

第3条 府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者及び当該事業者で勤務する職員は、岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第87号

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条による改正後の岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条による改正後の岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第88号

岸和田市事務分掌条例の一部改正について

岸和田市事務分掌条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市事務分掌条例の一部を改正する条例

岸和田市事務分掌条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども家庭応援部」を「こども家庭応援部」に改める。

第2条総合政策部の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）市長が特に命ずる事項に係る企画及び調整に関すること。

第2条福祉部の項第2号中「子ども家庭応援部」を「こども家庭応援部」に改め、同条子ども家庭応援部の項中「子ども家庭応援部」を「こども家庭応援部」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）こども政策に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第89号

一般職の職員の給与に関する条例の
一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するも
のとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「勤勉手当及び特殊勤務手当」を「勤勉手当、特殊勤務手当及び教職調整額」に改める。

第29条を次のように改める。

（教職調整額）

第29条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する教育職員（幼稚園に勤務する者に限り、管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する教育職員については、第18条及び第19条第2項の規定は適用しない。

第29条の次に次の1条を加える。

（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）

第29条の2 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第14条の3、第25条、第26条及び第30条の規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年条例第2号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

附則第13項中「大阪府立学校職員」の次に「（幼稚園又は認定こども園に勤務する職員に支給する管理職手当又は地域手当にあっては、職員）」を、「給与」の次に「（幼稚園に勤務する職員に支給する教職調整額（第29条第1項の教職調整額をいう。）を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第90号

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の50」を「100分の51.25」に改め、同項第2号中「100分の87.5」を「100分の88.75」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第4を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

区分	等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
		給料月額							
定	1	471,900	420,700	366,800	332,600	309,800	276,300	236,300	195,800
	2	477,200	422,600	368,500	334,400	311,300	277,300	237,600	196,900
	3	482,100	424,500	370,100	336,200	312,700	278,300	238,700	198,100
	4	486,700	426,300	371,700	337,900	314,100	279,300	239,800	199,200
	5	490,700	428,100	373,300	339,600	315,500	280,300	240,900	200,300
	6	494,100	429,900	375,100	341,300	316,600	281,300	242,000	202,000
	7	497,000	431,700	376,600	343,000	317,600	282,200	243,300	203,600
	8	499,500	433,500	378,200	344,600	318,800	283,200	244,700	205,200
	9	501,500	435,100	379,500	346,200	320,000	284,200	246,100	206,700
	10		436,600	381,100	347,900	321,600	285,200	247,500	208,400
	11		438,100	382,700	349,600	323,200	286,200	248,900	210,000
	12		439,600	384,200	351,200	324,800	287,200	250,300	211,600
	13		441,100	386,100	352,700	326,200	288,200	251,700	213,100

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	14		442,400	388,000	354,300	327,800	289,500	253,100	214,800
	15		443,700	389,900	355,900	329,400	290,800	254,300	216,500
	16		444,900	391,700	357,400	331,000	292,000	255,600	218,200
	17		446,100	393,200	358,800	332,400	293,200	256,900	219,400
	18		447,400	395,000	360,500	334,100	294,500	258,100	221,000
	19		448,700	396,700	362,100	335,700	295,700	259,300	222,600
	20		449,900	398,300	363,700	337,300	296,900	260,500	224,100
	21		451,100	400,000	364,800	338,700	297,900	261,700	225,600
	22		451,900	401,400	366,300	340,400	299,100	262,800	227,200
	23		452,700	402,800	367,800	342,100	300,300	263,900	228,800
	24		453,500	404,200	369,300	343,700	301,600	265,000	230,400
	25		454,100	405,600	371,000	344,900	302,900	266,100	232,000
	26		454,700	406,800	372,800	346,800	303,900	267,000	233,700
	27		455,300	408,000	374,400	348,500	304,900	268,000	235,000
	28		455,900	409,000	376,100	350,100	305,900	269,000	236,300
	29		456,600	410,100	377,500	351,600	307,000	270,000	237,600
	30		457,400	411,300	378,800	353,200	308,200	271,000	238,700
	31		457,800	412,400	380,000	354,800	309,300	271,900	239,800
	32		458,500	413,500	381,400	356,400	310,500	272,700	240,900
	33		459,000	414,200	382,500	358,100	311,600	273,600	242,000
	34		459,400	414,900	383,400	359,900	312,900	274,400	242,900
	35		459,800	415,500	384,400	361,700	314,200	275,200	243,800
	36		460,200	416,200	385,400	363,500	315,500	276,000	244,800
	37		460,600	416,800	386,200	365,000	316,700	276,700	245,800
	38		460,900	417,400	387,100	366,400	318,000	277,400	246,700
	39		461,200	417,900	388,000	367,800	319,300	278,200	247,600
	40		461,500	418,300	388,800	369,200	320,600	279,000	248,400
	41		461,800	418,700	389,600	370,700	321,900	279,600	249,200
	42		462,100	418,900	390,400	371,500	323,100	280,300	249,900
	43		462,400	419,200	391,200	372,400	324,400	281,100	250,500
	44		462,700	419,500	391,900	373,400	325,500	281,800	251,100

員	45		463,000	419,800	392,600	374,300	326,400	282,500	251,800
	46			420,100	393,300	375,400	327,700	283,200	252,400
	47			420,400	394,000	376,300	329,000	283,900	253,000
	48			420,700	394,700	377,300	330,300	284,600	253,600
	49			420,900	395,200	378,200	331,400	285,300	254,100
	50			421,200	395,800	378,900	332,700	286,000	254,700
	51			421,400	396,400	379,600	333,900	286,600	255,300
	52			421,700	397,100	380,200	335,100	287,300	255,800
	53			421,900	397,500	380,600	336,400	287,900	256,200
	54			422,200	398,100	381,200	337,400	288,600	256,600
	55			422,500	398,700	381,800	338,500	289,200	256,900
	56			422,800	399,200	382,500	339,600	289,900	257,200
	57			423,000	399,600	382,800	340,300	290,600	257,500
	58			423,300	400,200	383,500	341,200	291,100	257,800
	59			423,600	400,800	384,200	341,900	291,700	258,100
	60			423,800	401,300	384,800	342,700	292,300	258,400
	61			424,000	401,700	385,100	343,500	293,000	258,700
	62			424,300	402,200	385,600	343,900	293,600	259,000
	63			424,600	402,700	386,200	344,400	294,200	259,300
	64			424,800	403,300	386,800	345,100	294,800	259,600
	65			425,000	403,600	387,100	345,900	295,500	259,900
	66			425,300	404,000	387,700	346,600	296,100	260,200
	67			425,600	404,300	388,400	347,300	296,700	260,500
	68			425,800	404,700	389,000	347,900	297,200	260,800
	69			426,000	405,000	389,400	348,400	297,700	261,100
	70			426,300	405,300	389,900	349,000	298,200	261,400
	71			426,600	405,600	390,500	349,500	298,800	261,700
	72			426,800	405,800	391,000	350,100	299,300	262,000
	73			427,000	406,000	391,500	350,400	299,900	262,300
	74				406,300	392,100	350,900	300,300	262,600
	75				406,600	392,500	351,200	300,800	262,900

76				406, 800	392, 800	351, 600	301, 300	263, 200
77				407, 000	393, 200	352, 000	301, 900	263, 500
78				407, 300	393, 700	352, 500	302, 400	263, 800
79				407, 600	394, 100	353, 000	302, 800	264, 100
80				407, 800	394, 500	353, 500	303, 100	264, 400
81				408, 000	394, 900	353, 800	303, 400	264, 700
82				408, 300	395, 400	354, 200	303, 600	265, 000
83				408, 600	395, 800	354, 600	303, 900	265, 300
84				408, 800	396, 200	355, 000	304, 100	265, 600
85				409, 000	396, 500	355, 300	304, 400	265, 900
86						355, 700	304, 600	266, 200
87						356, 100	304, 800	266, 500
88						356, 500	305, 100	266, 800
89						356, 700	305, 300	267, 100
90						357, 100	305, 600	267, 400
91						357, 500	305, 800	267, 700
92						357, 900	306, 100	268, 000
93						358, 100	306, 400	268, 300
94						358, 400	306, 700	
95						358, 800	307, 000	
96						359, 100	307, 300	
97						359, 400	307, 600	
98						359, 800	307, 800	
99						360, 200	308, 000	
100						360, 600	308, 300	
101						361, 100	308, 700	
102						361, 500	308, 900	
103						361, 900	309, 200	
104						362, 300	309, 500	
105						362, 800	309, 900	
106						363, 200	310, 100	

107						363,500	310,400	
108						363,800	310,700	
109						364,200	311,000	
110							311,200	
111							311,500	
112							311,800	
113							312,100	
114							312,300	
115							312,600	
116							313,000	
117							313,300	
118							313,500	
119							313,700	
120							314,000	
121							314,400	
122							314,600	
123							314,800	
124							315,100	
125							315,400	
126							315,700	
127							315,900	
128							316,200	
129							316,500	
130							316,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		374,800	331,900	305,700	290,100	269,500	227,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

(単位：円)

区分	等級 号給	1 等級	特 2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
		給料月額						
定年 前 再任 用 短	1	471,900	422,200	377,700	322,300	293,000	255,400	226,700
	2	477,200	423,700	379,400	323,200	294,400	257,400	228,400
	3	482,100	425,200	381,100	324,400	295,900	259,400	229,900
	4	486,700	427,300	382,700	325,700	297,400	261,200	231,400
	5	490,700	429,300	384,400	327,000	299,000	263,000	233,000
	6	494,100	431,400	386,000	328,200	300,500	264,700	234,700
	7	497,000	433,100	387,500	329,700	302,000	266,400	236,400
	8	499,500	434,700	389,100	331,000	303,600	267,800	238,100
	9	501,500	436,200	390,600	332,000	304,900	269,600	239,800
	10		437,700	392,100	332,900	306,000	271,500	241,500
	11		439,200	393,700	334,100	307,100	273,600	243,200
	12		440,800	395,200	335,200	308,200	275,700	244,900
	13		442,200	396,700	336,300	309,200	277,700	246,600
	14		443,600	398,400	337,400	310,100	279,000	248,800
	15		444,700	400,000	338,600	311,000	280,300	251,000
	16		446,100	401,700	339,800	311,600	281,600	253,200
	17		447,600	403,200	340,800	312,300	282,900	255,400
	18		449,100	404,800	341,900	312,900	284,200	257,400
	19		450,400	406,400	343,100	313,600	285,400	259,400
	20		452,100	408,000	344,100	314,200	286,600	261,200
	21		453,700	409,500	345,600	314,900	287,800	263,000
	22		455,300	411,100	347,000	315,600	288,800	264,700
	23		456,700	412,700	348,500	316,200	289,800	266,400
	24		458,400	414,300	350,000	316,900	291,200	267,800
	25		460,100	415,800	351,400	317,600	292,300	269,200
	26		461,700	417,800	352,700	318,200	293,400	271,000
	27		463,100	419,800	354,000	319,000	294,500	272,300
	28		463,800	421,800	355,300	319,700	295,600	273,700
	29		464,500	423,300	356,900	320,500	296,800	275,100

時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	30		465,200	425,000	358,500	321,500	297,400	276,300
	31		465,600	426,600	360,100	322,300	297,900	277,500
	32		466,100	428,300	361,500	323,200	298,500	278,600
	33		466,700	429,900	363,100	324,400	298,900	279,900
	34		467,300	431,400	364,600	325,700	299,500	281,000
	35		467,900	432,900	366,100	327,000	300,000	282,200
	36		468,600	434,300	367,600	328,200	300,500	283,300
	37		469,100	435,500	369,200	329,700	300,900	284,600
	38		469,600	437,000	370,700	331,000	301,500	285,900
	39		470,100	438,500	372,200	332,000	302,000	287,100
	40		470,400	439,900	373,700	332,900	302,500	288,300
	41		470,700	441,400	375,300	334,100	303,000	289,200
	42		471,100	442,700	376,900	335,200	303,600	290,200
	43		471,400	443,900	378,500	336,300	304,000	291,300
	44		471,600	445,100	379,900	337,400	304,400	292,300
	45		471,900	446,100	381,600	338,600	304,900	293,500
	46		472,100	446,800	383,300	339,800	305,500	294,100
	47		472,400	447,500	384,900	340,800	306,100	294,700
	48		472,600	448,200	386,500	341,900	306,600	295,300
	49		472,800	448,700	388,100	343,100	307,200	295,700
	50		473,000	449,100	389,700	344,300	307,900	296,300
	51		473,400	449,500	391,300	345,500	308,600	296,900
	52			449,800	393,000	346,600	309,200	297,400
	53			450,100	395,000	347,700	309,800	297,800
	54			450,400	397,000	348,900	310,600	298,400
	55			450,700	399,000	350,100	311,400	299,000
	56			451,000	400,700	351,200	312,100	299,500
	57			451,200	402,400	352,500	312,900	299,900
	58			451,500	403,900	353,700	313,900	300,400
	59			451,800	405,400	354,900	314,900	300,900
	60			452,000	406,600	356,100	315,900	301,400

61			452, 300	407, 600	357, 400	316, 900	301, 900
62			452, 600	408, 600	358, 700	318, 000	302, 400
63			452, 900	409, 600	360, 000	319, 000	303, 000
64			453, 200	410, 600	360, 900	320, 000	303, 500
65			453, 400	411, 700	362, 200	321, 000	304, 100
66			453, 700	412, 800	363, 400	322, 100	304, 700
67			453, 900	413, 900	364, 600	323, 200	305, 400
68			454, 200	415, 200	365, 700	324, 300	306, 000
69			454, 400	416, 000	367, 000	325, 100	306, 600
70			454, 700	416, 800	368, 400	326, 200	307, 400
71			455, 000	417, 400	369, 800	327, 300	308, 200
72			455, 200	417, 900	371, 100	328, 400	308, 900
73			455, 400	418, 600	372, 600	329, 300	309, 700
74			455, 700	419, 200	374, 100	330, 400	310, 500
75			456, 000	419, 900	375, 500	331, 500	311, 300
76			456, 300	420, 200	376, 700	332, 600	312, 200
77			456, 500	420, 900	378, 100	333, 600	313, 000
78				421, 600	379, 400	334, 700	313, 800
79				422, 100	380, 800	335, 900	314, 600
80				422, 500	381, 900	337, 100	315, 400
81				422, 900	383, 100	337, 800	316, 300
82				423, 400	384, 300	339, 100	317, 100
83				423, 900	385, 500	340, 400	318, 000
84				424, 400	386, 800	341, 700	318, 900
85				424, 800	388, 000	342, 900	319, 500
86				425, 300	389, 200	344, 300	320, 400
87				425, 800	390, 300	345, 700	321, 300
88				426, 300	391, 400	347, 100	322, 100
89				426, 800	392, 600	348, 400	322, 700
90				427, 400	393, 700	350, 000	323, 600
91				427, 900	394, 900	351, 500	324, 500

92				428,300	396,000	353,000	325,500
93				428,900	396,600	354,400	326,400
94				429,300	397,100	355,900	327,400
95				429,500	397,600	357,400	328,300
96				429,800	398,200	358,800	329,300
97				430,300		360,100	330,200
98				430,600		361,300	331,200
99				430,900		362,500	332,200
100				431,200		363,800	333,200
101				431,800		365,100	334,100
102				432,400		366,600	335,400
103				432,800		368,100	336,600
104				433,200		369,500	337,800
105				433,700		370,800	339,000
106				434,200		372,000	
107				434,700		373,100	
108						374,300	
109						375,400	
定年前再任 用短時間勤 務職員			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		
			305,700	290,100	269,500		

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

（単位：円）

等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	543,300	498,800	389,500	380,800	305,600
2	546,500	500,700	391,200	383,100	307,900
3	549,700	502,600	392,900	385,400	310,200
4	552,900	504,500	394,700	387,600	312,400

5	556, 100	506, 400	397, 600	389, 500	314, 500
6	559, 300	508, 700	400, 400	391, 200	318, 000
7	562, 500	511, 000	403, 200	392, 900	321, 500
8	565, 700	513, 300	406, 000	394, 700	324, 900
9	568, 900	515, 500	408, 800	398, 200	328, 300
10	572, 100	517, 700	411, 600	401, 700	331, 800
11	575, 300	519, 900	414, 400	405, 200	335, 200
12	578, 500	522, 000	417, 200	408, 700	338, 600
13	581, 700	524, 100	420, 000	412, 200	342, 000
14	584, 900	526, 200	422, 800	415, 600	345, 500
15	588, 100	528, 300	425, 600	418, 300	348, 900
16	591, 300	530, 400	428, 500	420, 900	352, 300
17	594, 500	532, 200	431, 400	423, 300	355, 700
18	597, 700	534, 000	434, 300	425, 600	358, 800
19	600, 900	535, 800	437, 100	427, 800	362, 000
20	604, 100	537, 600	439, 900	429, 800	365, 200
21	607, 300	539, 400	441, 900	431, 900	368, 500
22	610, 500	541, 200	443, 900	434, 000	371, 600
23	613, 700	543, 000	445, 900	435, 500	374, 700
24	616, 900	544, 800	447, 900	437, 000	377, 700
25	620, 100	546, 600	449, 800	438, 500	380, 800
26	623, 200	548, 300	451, 600	439, 900	383, 100
27	626, 300	550, 000	453, 400	441, 300	385, 400
28	629, 400	551, 700	455, 100	442, 800	387, 600
29	632, 500	553, 600	456, 800	444, 200	389, 500
30	635, 600	555, 400	458, 500	445, 500	391, 200
31	638, 700	557, 200	460, 200	447, 000	392, 900
32	641, 800	559, 000	461, 900	448, 400	394, 700
33	644, 900	560, 800	463, 600	449, 800	396, 400
34	648, 000	562, 600	465, 300	451, 100	398, 200
35	651, 100	564, 400	467, 000	452, 600	399, 800

36	654, 200	566, 200	468, 700	454, 000	401, 100
37	657, 300	567, 800	470, 300	455, 400	402, 500
38	660, 400	569, 400	472, 300	456, 800	403, 900
39	663, 500	571, 000	474, 200	458, 200	405, 300
40	666, 600	572, 600	476, 100	459, 500	406, 700
41	669, 700	574, 200	477, 500	460, 900	408, 200
42	672, 800	575, 800	479, 200	462, 300	408, 900
43	675, 900	577, 400	481, 000	463, 600	409, 500
44	679, 000	579, 000	482, 800	465, 000	410, 100
45	682, 100	580, 600	484, 600	466, 400	410, 900
46	685, 200	582, 200	486, 300	467, 700	411, 500
47	688, 300	583, 800	488, 100	469, 100	412, 100
48	691, 400	585, 300	489, 900	470, 400	412, 600
49	694, 500	586, 800	491, 700	471, 800	413, 100
50	697, 600	588, 300	493, 400	473, 200	413, 500
51	700, 700	589, 800	495, 200	474, 900	414, 000
52	703, 800	591, 300	497, 000	476, 500	414, 400
53	706, 900	592, 800	498, 800	478, 000	414, 800
54	710, 000	594, 300	500, 700	479, 600	415, 100
55	713, 100	595, 800	502, 600	480, 800	415, 400
56	716, 200	597, 300	504, 500	481, 900	415, 800
57	719, 300	598, 800	506, 400	483, 000	416, 100
58	722, 400	600, 300	508, 100	484, 000	416, 500
59	725, 500	601, 800	509, 900	484, 900	416, 800
60	728, 600	603, 300	511, 700	485, 800	417, 200
61	731, 700	604, 800	513, 300	486, 600	417, 600
62	734, 800	606, 300	515, 100	487, 300	417, 900
63	737, 900	607, 800	516, 900	488, 000	418, 200
64	741, 000	609, 300	518, 400	488, 700	418, 500
65	744, 100	610, 800	519, 800	489, 300	418, 800
66	747, 200	612, 300	521, 500	489, 900	

67	750, 300	613, 800	523, 300	490, 600	
68	753, 400	615, 300	525, 000	491, 200	
69	756, 500	616, 800	526, 500	491, 800	
70	759, 600	618, 300	527, 800	492, 100	
71	762, 700	619, 800	529, 100	492, 700	
72	765, 800	621, 300	530, 400	493, 300	
73	768, 900	622, 800	531, 400	494, 000	
74	772, 000	624, 300	532, 700	494, 400	
75	775, 100	625, 800	534, 000	495, 000	
76	778, 200	627, 300	535, 300	495, 700	
77	781, 300	628, 800	536, 300	496, 400	
78	784, 400	630, 300	537, 100	496, 800	
79	787, 500	631, 800	537, 900	497, 400	
80	790, 600	633, 300	538, 700	498, 000	
81	793, 700	634, 800	539, 600	498, 500	
82	796, 800	636, 300	540, 400	499, 000	
83	799, 900	637, 800	541, 200	499, 500	
84	803, 000	639, 300	541, 900	500, 000	
85	806, 100	640, 800	542, 700	500, 500	
86	809, 200	642, 300	543, 500	500, 900	
87	812, 300	643, 800	544, 200	501, 400	
88	815, 400	645, 300	545, 100	501, 800	
89		646, 800	546, 000	502, 200	
90		648, 300	546, 800		
91			547, 700		
92			548, 600		
93			549, 400		
94			550, 200		
95			551, 000		
96			551, 700		
97			552, 500		

98			553,400		
99			554,300		
100			555,200		
101			556,000		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

(単位：円)

区分 号給	等級 特1等級 給料月額	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額	5等級 給料月額
定	1	471,900	420,700	366,800	312,900	251,200	232,900
	2	477,200	422,600	368,500	314,600	252,400	234,000
	3	482,100	424,500	370,100	316,300	253,600	235,000
	4	486,700	426,300	371,700	318,000	254,800	236,100
	5	490,700	428,100	373,300	320,100	256,000	237,200
	6	494,100	429,900	375,100	322,300	257,100	238,500
	7	497,000	431,700	376,600	324,500	258,100	239,800
	8	499,500	433,500	378,200	326,000	259,100	241,100
	9	501,500	435,100	379,500	327,400	260,200	242,400
	10		436,600	381,100	328,700	261,200	243,700
	11		438,100	382,700	330,000	262,300	244,900
	12		439,600	384,200	331,300	263,200	246,000
	13		441,100	386,100	332,600	264,000	247,000
	14		442,400	388,000	334,400	265,400	247,900
	15		443,700	389,900	336,200	266,800	249,000
	16		444,900	391,700	337,900	268,200	250,100
	17		446,100	393,200	339,600	269,600	251,200
	18		447,400	395,000	341,300	271,000	252,400
	19		448,700	396,700	343,000	272,400	253,600
	20		449,900	398,300	344,600	273,700	254,800
	21		451,100	400,000	346,200	275,000	256,000
	22		451,900	401,400	347,900	276,300	257,100

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の	23		452,700	402,800	349,600	277,300	258,100
	24		453,500	404,200	351,200	278,300	259,100
	25		454,100	405,600	352,700	279,300	260,200
	26		454,700	406,800	354,300	280,300	261,200
	27		455,300	408,000	355,900	281,300	262,300
	28		455,900	409,000	357,400	282,500	263,200
	29		456,600	410,100	358,800	283,700	264,000
	30		457,400	411,300	360,500	284,900	264,800
	31		457,800	412,400	362,100	286,100	265,600
	32		458,500	413,500	363,700	287,300	266,400
	33		459,000	414,200	364,800	288,400	267,200
	34		459,400	414,900	366,300	289,500	268,000
	35		459,800	415,500	367,800	290,700	268,700
	36		460,200	416,200	369,300	291,900	269,500
	37		460,600	416,800	371,000	293,200	270,300
	38		460,900	417,400	372,800	295,300	271,100
	39		461,200	417,900	374,400	297,400	271,900
	40		461,500	418,300	376,100	299,500	272,700
	41		461,800	418,700	377,500	301,600	273,300
	42		462,100	418,900	378,800	302,900	274,100
	43		462,400	419,200	380,000	304,200	275,000
	44		462,700	419,500	381,400	305,500	275,800
	45		463,000	419,800	382,500	306,800	276,600
	46			420,100	383,400	308,100	277,300
	47			420,400	384,400	309,800	278,000
	48			420,700	385,400	311,300	278,800
	49			420,900	386,200	312,700	279,600
	50			421,200	387,100	314,100	280,300
	51			421,400	388,000	315,500	281,000
	52			421,700	388,800	316,600	281,800
	53			421,900	389,600	317,600	282,600

職員	54			422, 200	390, 400	318, 800	283, 300
	55			422, 500	391, 200	320, 000	284, 000
	56			422, 800	391, 900	321, 600	284, 700
	57			423, 000	392, 600	323, 200	285, 300
	58			423, 300	393, 300	324, 800	286, 000
	59			423, 600	394, 000	326, 200	286, 700
	60			423, 800	394, 700	327, 800	287, 300
	61			424, 000	395, 200	329, 400	288, 000
	62			424, 300	395, 800	331, 000	288, 600
	63			424, 600	396, 400	332, 400	289, 300
	64			424, 800	397, 100	334, 100	290, 000
	65			425, 000	397, 500	335, 700	290, 700
	66			425, 300	398, 100	337, 300	291, 300
	67			425, 600	398, 700	338, 700	291, 800
	68			425, 800	399, 200	340, 400	292, 400
	69			426, 000	399, 600	342, 100	293, 100
	70			426, 300	400, 200	343, 700	293, 700
	71			426, 600	400, 800	344, 900	294, 200
	72			426, 800	401, 300	346, 800	294, 800
	73			427, 000	401, 700	348, 500	295, 500
	74				402, 200	350, 100	296, 100
	75				402, 700	351, 600	296, 700
	76				403, 300	353, 200	297, 300
	77				403, 600	354, 800	297, 900
	78				404, 000	356, 400	298, 500
	79				404, 300	358, 100	299, 100
	80				404, 700	359, 900	299, 600
	81				405, 000	361, 700	300, 000
	82				405, 300	363, 500	300, 400
	83				405, 600	365, 000	300, 700
	84				405, 800	366, 400	301, 000

85				406, 000	367, 800	301, 200
86				406, 300	369, 200	301, 500
87				406, 600	370, 700	301, 800
88				406, 800	371, 500	302, 000
89				407, 000	372, 400	302, 300
90				407, 300	373, 400	302, 600
91				407, 600	374, 300	302, 800
92				407, 800	375, 400	303, 000
93				408, 000	376, 300	303, 200
94				408, 300	377, 300	303, 400
95				408, 600	378, 200	303, 800
96				408, 800	378, 900	304, 000
97				409, 000	379, 600	304, 200
98					380, 200	304, 400
99					380, 600	304, 800
100					381, 200	305, 000
101					381, 800	305, 200
102					382, 500	305, 500
103					382, 800	305, 800
104					383, 500	306, 000
105					384, 200	306, 200
106					384, 800	306, 500
107					385, 100	306, 800
108					385, 600	307, 000
109					386, 200	307, 200
110					386, 800	307, 500
111					387, 100	307, 800
112					387, 700	
113					388, 400	
114					389, 000	
115					389, 400	

116					389,900	
117					390,500	
118					391,000	
119					391,500	
120					392,100	
121					392,500	
122					392,800	
123					393,200	
124					393,700	
125					394,100	
126					394,500	
127					394,900	
128					395,400	
129					395,800	
130					396,200	
131					396,500	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	
		331,900	305,700	290,100	269,500	

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他医療技術員に適用する。

別表第5中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表1

(単位：円)

号給	給料月額
----	------

1	195, 800
2	196, 900
3	198, 100
4	199, 200
5	200, 300
6	202, 000
7	203, 600
8	205, 200
9	206, 700
10	208, 400
11	210, 000
12	211, 600
13	213, 100
14	214, 800
15	216, 500
16	218, 200
17	219, 400
18	221, 000
19	222, 600
20	224, 100
21	225, 600
22	227, 200
23	228, 800
24	230, 400
25	232, 000
26	233, 700
27	235, 000
28	236, 300
29	237, 600
30	238, 700
31	239, 800

32	240, 900
33	242, 000
34	243, 300
35	244, 700
36	246, 100
37	247, 500
38	248, 900
39	250, 300
40	251, 700
41	253, 100
42	254, 300
43	255, 600
44	256, 900
45	258, 100
46	259, 300
47	260, 500
48	261, 700
49	262, 800
50	263, 900
51	265, 000
52	266, 100
53	267, 000
54	268, 000
55	269, 000
56	270, 000
57	271, 000
58	271, 900
59	272, 700
60	273, 600
61	274, 400
62	275, 200

63	276, 000
64	276, 700
65	277, 400
66	278, 200
67	279, 000
68	279, 600
69	280, 300
70	281, 100
71	281, 800
72	282, 500
73	283, 200
74	283, 900
75	284, 600
76	285, 300
77	286, 000
78	286, 600
79	287, 300
80	287, 900
81	288, 600
82	289, 200
83	289, 900
84	290, 600
85	291, 100
86	291, 700
87	292, 300
88	293, 000
89	293, 600
90	294, 200
91	294, 800
92	295, 500
93	296, 100

94	296,700
95	297,200
96	297,700
97	298,200
98	298,800
99	299,300
100	299,900
101	300,300
102	300,800
103	301,300
104	301,900
105	302,400
106	302,800
107	303,100
108	303,400
109	303,600
110	303,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員給料表2

（単位：円）

号給	給料月額
1	232,900
2	234,000
3	235,000
4	236,100
5	237,200
6	238,500
7	239,800
8	241,100
9	242,400

10	243,700
11	244,900
12	246,000
13	247,000
14	247,900
15	249,000
16	250,100
17	251,200
18	252,400
19	253,600
20	254,800
21	256,000
22	257,100
23	258,100
24	259,100
25	260,600
26	261,900
27	263,300
28	264,700
29	266,000
30	267,500
31	269,000
32	270,500
33	271,900
34	273,300
35	274,700
36	276,000
37	277,300
38	278,400
39	279,800
40	281,100

41	282, 400
42	283, 600
43	284, 800
44	285, 900
45	287, 000
46	288, 300
47	289, 500
48	290, 700
49	291, 900
50	293, 100
51	294, 200
52	296, 100
53	298, 000
54	299, 800
55	301, 600
56	302, 900
57	304, 200
58	305, 500
59	306, 800
60	308, 100
61	309, 800
62	311, 300
63	312, 700
64	314, 100
65	315, 500
66	316, 600
67	317, 600
68	320, 100
69	322, 300
70	324, 500
71	326, 000

72	327, 400
73	328, 700
74	330, 000
75	331, 300
76	332, 600
77	334, 400
78	336, 200
79	337, 900
80	339, 600
81	341, 300
82	343, 000
83	344, 600
84	346, 200
85	347, 900
86	349, 600
87	351, 200
88	352, 700
89	354, 300
90	355, 900
91	357, 400
92	358, 800
93	360, 500
94	362, 100
95	363, 700
96	364, 800
97	366, 300
98	367, 800
99	369, 300
100	371, 000
101	372, 800
102	374, 400

103	376, 100
104	377, 500
105	378, 800
106	380, 000
107	381, 400
108	382, 500
109	383, 400
110	384, 400
111	385, 400
112	386, 200
113	387, 100
114	388, 000
115	388, 800
116	389, 600
117	390, 400
118	391, 200
119	391, 900
120	392, 600
121	393, 300
122	394, 000
123	394, 700
124	395, 200
125	395, 800
126	396, 400
127	397, 100
128	397, 500
129	398, 100
130	398, 700
131	399, 200

備考 この表は、薬剤師、臨床検査技師、栄養士その他医療技術員及び外国語指導助手に適用する。

別表第3中「246,800」を「261,000」に、「265,800」を「280,000」に、「352,900」を

「368,500」に、「368,500」を「383,100」に、「395,500」を「409,500」に、「398,000」を「412,200」に、「401,000」を「414,400」に、「403,300」を「417,200」に、「416,700」を「431,400」に、「432,200」を「445,900」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員給与条例」という。）別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定並びに第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の一般職職員給与条例第25条第2項から第4項まで及び第26条第2項各号の規定並びに改正後の会計年度任用職員給与条例第10条の2第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の額の計算の特例)

- 4 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の一般職職員給与条例第25条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、同条第4項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とする。

(勤勉手当の額の計算の特例)

- 5 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の一般職職員給与条例第26条第2項各号の規定の適用については、同項第1号中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」と、同項第2号中「100分の88.75」とあるのは「100分の90」と、同項第3号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。

- 6 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の会計年度任用職員給与条例第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の106.25」とあるのは、「100分の107.5」とする。

(給与の内払)

- 7 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に支払われた職員の給与は、改正後の一般職職員給与条例の規定による職員の給与の内払とみなす。
- 8 第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づい

て既に支払われた会計年度任用職員の給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

議案第91号

岸和田市道路占用料条例の一部改正について

岸和田市道路占用料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市道路占用料条例の一部を改正する条例

岸和田市道路占用料条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の例により、当該占用期間の分の占用料を一括して徴収することができる。

- (1) 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける施設又は物件に係る占用のうち占用期間が30日を超えない場合
- (2) 看板に係る占用のうち占用期間が1月を超えない場合
- (3) 工事用板囲、足場、工事用材料置場その他の工事の用に供するために一時的に設ける施設、材料等に係る占用のうち占用期間が1年を超えない場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の岸和田市道路占用料条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後において徴収する占用料について適用する。

議案第92号

岸和田市火災予防条例の一部改正について

岸和田市火災予防条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市火災予防条例の一部を改正する条例

岸和田市火災予防条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の7）」
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）
29条の2—第29条の7)
に改める。
」

第29条各号列記以外の部分中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第47条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第49条の3中「第3条の4第1項第3号エ」を「第3条の4第1項第2号エ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第49条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第93号

岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等
に関する条例の一部改正について

岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の
一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岸和田市立光陽地区公民館の項を次のように改める。

岸和田市立ふれあい光陽公民館	岸和田市下野町五丁目3番8号
----------------	----------------

第2条の表岸和田市立久米田青少年会館の項を削る。

別表第1項の表光陽地区公民館の部を次のように改める。

ふれあい光陽公民館	集会室	200
	会議室	100
	和室	100
	多目的室1	200
	多目的室2	200
	実習室	100

別表第1項の表久米田青少年会館の部を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。
(岸和田市立高齢者ふれあいセンター条例の廃止)
- 岸和田市立高齢者ふれあいセンター条例（平成5年条例第1号）は、廃止する。
(経過措置)
- この条例による改正後の岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 改正後の条例の規定による公民館等の使用に係る使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第94号

令和7年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度岸和田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,926,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金		753,100	937	754,037
	01 寄附金	753,100	937	754,037
19 繰入金		4,843,054	113,003	4,956,057
	01 基金繰入金	4,730,016	113,003	4,843,019
21 諸収入		2,024,874	180,599	2,205,473
	04 収益事業収入	589,000	180,599	769,599
歳 入 合 計		95,631,467	294,539	95,926,006

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		8,842,003	17,473	8,859,476
	01 総務管理費	6,823,920	1,472	6,825,392
	03 戸籍住民基本台帳費	743,874	16,001	759,875
03 民生費		50,396,693	61,028	50,457,721
	01 社会福祉費	17,539,684	1,001	17,540,685
	02 児童福祉費	19,278,504	60,027	19,338,531
04 衛生費		8,715,392	18,018	8,733,410
	01 保健衛生費	2,937,458	4,918	2,942,376
	02 環境保全費	141,124	4,099	145,223
	03 清掃費	3,633,622	9,001	3,642,623
06 農林水産業費		896,714	5,501	902,215
	01 農業費	507,888	5,501	513,389
08 土木費		7,264,563	13,501	7,278,064
	05 港湾費	117,126	11,001	128,127
	07 都市計画費	4,452,529	2,500	4,455,029
09 消防費		2,259,802	100,010	2,359,812
	01 消防費	2,259,802	100,010	2,359,812
10 教育費		10,037,019	70,361	10,107,380
	01 教育総務費	2,134,412	7,000	2,141,412
	02 小学校費	1,997,168	16,001	2,013,169
	03 中学校費	891,785	18,002	909,787
	05 幼稚園費	779,110	12,357	791,467
	07 保健体育費	2,407,410	17,001	2,424,411
13 諸支出金		505,576	8,647	514,223
	02 還付金	475,098	8,647	483,745
歳 出 合 計		95,631,467	294,539	95,926,006

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎空調機器整備 (庁舎等管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 58,955
第6次岸和田市障害者計画・第8期岸和田市障害福祉計画・ 第4期岸和田市障害児福祉計画策定業務委託 (障害者計画・障害福祉計画推進事業)	令和7年度から 令和8年度まで	9,075
保育所給食調理業務委託 (保育所等運営事業)	令和7年度から 令和8年度まで	16,333
市立認定こども園駐車場警備業務委託 (保育所等管理事業)	令和7年度から 令和10年度まで	18,176
保育所空調機器整備 (保育所等整備事業)	令和7年度から 令和8年度まで	13,684
署所端末等整備 (通信機器管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	9,395

議案第95号

令和7年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,398,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,260,449千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入		36,597,028	4,295,901	40,892,929
	01 事業収入	36,597,028	4,295,901	40,892,929
02 財産収入		232,945	102,430	335,375
	01 財産運用収入	232,945	102,430	335,375
歳 入 合 計		37,862,118	4,398,331	42,260,449

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		36,813,735	4,115,302	40,929,037
	02 開催費	36,641,865	4,115,302	40,757,167
02 積立金		532,617	102,430	635,047
	01 積立金	532,617	102,430	635,047
03 繰出金		289,000	180,599	469,599
	01 繰出金	289,000	180,599	469,599
歳 出 合 計		37,862,118	4,398,331	42,260,449

議案第96号

令和7年度岸和田市下水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和7年度岸和田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岸和田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
支 出			
第1款 事 業 費 用	6,525,522 千円	24,133 千円	6,549,655 千円
第1項 営 業 費 用	5,962,023 千円	24,133 千円	5,986,156 千円

第3条 予算第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地蔵浜地区公共下水道管渠布設工事	令和7年度から令和8年度まで	205,314千円

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
(1) 職員給与費	343,985 千円	24,133 千円	368,118 千円

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

議案第97号

令和7年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岸和田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)	支 出	
				支	出
第1款 病院事業費用	17,107,710千円	194,054千円	17,301,764千円		
第1項 医業費用	16,441,394千円	194,054千円	16,635,448千円		

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立自泉会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市立自泉会館
- 2 指定の相手方 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海ビルサービス株式会社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立大沢山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市立大沢山荘
- 2 指定の相手方 岸和田市大沢町471番地
大沢町会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市中央公園等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市中央公園等
- 2 指定の相手方 大阪市中央区城見一丁目2番27号
きしわだホッとパークパートナーズ
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）
- 2 指定の相手方 大阪市中央区城見一丁目2番27号
きしわだsmileパークパートナーズ
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）
- 2 指定の相手方 大阪市中央区城見一丁目2番27号
きしわだsmileパークパートナーズ
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立体育館・運動広場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 岸和田市立体育館・運動広場等 |
| 2 指定の相手方 | 大阪市中央区城見一丁目2番27号
きしわだホッとパークパートナーズ |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

工事請負契約の一部変更について

令和6年8月27日提出、議案第83号（9月9日可決）の岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（電気）請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

1 契約金額 変更前 金266,169,200円

変更後 金275,603,834円

工事請負契約の一部変更について

令和7年2月17日提出、議案第8号（2月18日可決）の岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（建設工事）請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

1 契約金額 変更前 金3,393,472,500円

変更後 金3,511,649,900円

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 災害用自動ラップ式トイレセット |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定金額 | 金20,951,700円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市西区新町四丁目13番1号
株式会社赤尾 大阪営業部
取締役大阪営業部長 中川伸二 |

各会計事項別明細書

一 般 会 計

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	753, 100	937	754, 037
19 繰入金	4, 843, 054	113, 003	4, 956, 057
21 諸収入	2, 024, 874	180, 599	2, 205, 473
歳 入 合 計	95, 631, 467	294, 539	95, 926, 006

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	8,842,003	17,473	8,859,476
03 民生費	50,396,693	61,028	50,457,721
04 衛生費	8,715,392	18,018	8,733,410
06 農林水産業費	896,714	5,501	902,215
08 土木費	7,264,563	13,501	7,278,064
09 消防費	2,259,802	100,010	2,359,812
10 教育費	10,037,019	70,361	10,107,380
13 諸支出金	505,576	8,647	514,223
歳 出 合 計	95,631,467	294,539	95,926,006

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	471	17,002
0	0	0	20	61,008
0	0	0	917	17,101
0	0	0	0	5,501
0	0	0	0	13,501
0	0	0	0	100,010
0	0	0	16,000	54,361
0	0	0	0	8,647
0	0	0	17,408	277,131

2 歳 入

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	753,100	937	754,037
01 寄附金	753,100	937	754,037
03 指定寄附金	2,000	937	2,937

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 指定寄附金	937	児童福祉費々途指定寄附金 保健衛生費々途指定寄附金
		20 (子ども家庭課) 917 (健康推進課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	4,843,054	113,003	4,956,057
01 基金繰入金	4,730,016	113,003	4,843,019
01 財政調整基金繰入金	1,813,141	96,532	1,909,673
03 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,668,017	471	1,668,488
12 教育基金繰入金	342,442	16,000	358,442

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 財政調整基金繰入金	96,532	財政調整基金繰入金 96,532 (財政課)
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	471	岸和田市ふるさと応援基金繰入金 471 (企画課)
01 教育基金繰入金	16,000	教育基金繰入金 16,000 (学校管理課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 収益事業収入

款項目	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	2,024,874	180,599	2,205,473
04 収益事業収入	589,000	180,599	769,599
01 競輪事業収入	289,000	180,599	469,599

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
01 競輪事業収入	180,599	競輪事業収入 180,599 (財政課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
02 総務費	8,842,003	17,473	8,859,476	0	0	471	17,002		
01 総務管理費	6,823,920	1,472	6,825,392	0	0	471	1,001		
01 一般管理費	2,613,758	471	2,614,229	0	0	471	0		
16 男女共同参画センター費	30,080	1,001	31,081	0	0	0	1,001		
03 戸籍住民基本台帳費	743,874	16,001	759,875	0	0	0	16,001		
01 戸籍住民基本台帳費	743,874	16,001	759,875	0	0	0	16,001		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
10 需用費	108	114200 シティセールス推進事 業 (広報広聴課)	10 需用費 印刷製本費 108
12 委託料	33		12 委託料 その他の委託料 33 33
18 負担金、補助 及び交付金	330		18 負担金、補助及び交付金 負担金 330 330
01 報酬	625	009000 職員給与費等4人 (人事課)	01 報酬 会計年度任用職員報酬 625 625
03 職員手当等	242		03 職員手当等 会計年度任用職員期末勤勉手当 242 242
04 共済費	134		04 共済費 会計年度任用職員共済組合等負 担金 134 134
01 報酬	2,498	011900 職員給与費等43人 (人事課)	01 報酬 会計年度任用職員報酬 2,498 2,498
02 給料	6,515		02 給料 一般職給 6,515 6,515
03 職員手当等	4,531		03 職員手当等 地域手当 652
04 共済費	2,457		期末勤勉手当 2,912 会計年度任用職員期末勤勉手当 967 04 共済費 職員共済組合等負担金 1,922 会計年度任用職員共済組合等負 担金 535 2,457

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
03 民生費	50,396,693	61,028	50,457,721	0	0	20	61,008		
01 社会福祉費	17,539,684	1,001	17,540,685	0	0	0	1,001		
11 国民年金費	40,742	1,001	41,743	0	0	0	1,001		
02 児童福祉費	19,278,504	60,027	19,338,531	0	0	20	60,007		
02 子ども・子育て支援費	13,401,288	45,026	13,446,314	0	0	20	45,006		
08 児童発達支援センター費	260,218	15,001	275,219	0	0	0	15,001		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
01 報酬	625	021100 職員給与費等 6人 (人事課)	01 報酬 625 会計年度任用職員報酬 625
03 職員手当等	242		03 職員手当等 242 会計年度任用職員期末勤勉手当 242
04 共済費	134		04 共済費 134 会計年度任用職員共済組合等負担金 134
02 給料	24,431	022800 職員給与費等 187人 (人事課)	02 給料 24,431 一般職給 24,431
03 職員手当等	13,366		03 職員手当等 13,366 地域手当 2,444 期末勤勉手当 10,922
04 共済費	7,209		04 共済費 7,209 職員共済組合等負担金 7,209
17 備品購入費	20	131500 母子保健事業 (子ども家庭課)	17 備品購入費 20 疗用器具費 20
02 給料	8,143	075300 職員給与費等 33人 (人事課)	02 給料 8,143 一般職給 8,143
03 職員手当等	4,455		03 職員手当等 4,455 地域手当 814 期末勤勉手当 3,641
04 共済費	2,403		04 共済費 2,403 職員共済組合等負担金 2,403

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,715,392	18,018	8,733,410	0	0	917	17,101
01 保健衛生費	2,937,458	4,918	2,942,376	0	0	917	4,001
01 保健衛生総務費	497,107	4,918	502,025	0	0	917	4,001
02 環境保全費	141,124	4,099	145,223	0	0	0	4,099
01 環境保全総務費	96,323	4,099	100,422	0	0	0	4,099
03 清掃費	3,633,622	9,001	3,642,623	0	0	0	9,001
01 清掃総務費	288,731	9,001	297,732	0	0	0	9,001

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
02 納入料	2,172	026400 職員給与費等28人 (人事課)	02 納入料 一般職給 2,172
03 職員手当等	1,188		03 職員手当等 地域手当 217
04 共済費	641		期末勤勉手当 971
17 備品購入費	917	026900 保健センター管理事業 (健康推進課)	04 共済費 641 職員共済組合等負担金 641 17 備品購入費 917 庁用器具費 917
01 報酬	1,624	028700 職員給与費等12人 (人事課)	01 報酬 会計年度任用職員報酬 1,624
02 納入料	814		02 納入料 一般職給 814
03 職員手当等	1,073		03 職員手当等 地域手当 81
04 共済費	588		期末勤勉手当 364 会計年度任用職員期末勤勉手当 628
			04 共済費 職員共済組合等負担金 240 会計年度任用職員共済組合等負 担金 348
02 納入料	4,886	029900 職員給与費等37人 (人事課)	02 納入料 一般職給 4,886
03 職員手当等	2,673		03 職員手当等 地域手当 489
04 共済費	1,442		期末勤勉手当 2,184 04 共済費 職員共済組合等負担金 1,442

(款) 06 農林水産業費 (項) 01 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
06 農林水産業費	896,714	5,501	902,215	0	0	0	5,501		
01 農業費	507,888	5,501	513,389	0	0	0	5,501		
02 農業総務費	148,589	5,501	154,090	0	0	0	5,501		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
02 納入料	2,986	033200 職員給与費等 18人 (人事課)	02 納入料 一般職給 2,986
03 職員手当等	1,634		03 職員手当等 地域手当 299
04 共済費	881		04 共済費 期末勤勉手当 1,335 職員共済組合等負担金 881

(款) 08 土木費 (項) 05 港湾費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
08 土木費	7,264,563	13,501	7,278,064	0	0	0	13,501		
05 港湾費	117,126	11,001	128,127	0	0	0	11,001		
01 港湾総務費	28,081	11,001	39,082	0	0	0	11,001		
07 都市計画費	4,452,529	2,500	4,455,029	0	0	0	2,500		
01 都市計画総務費	904,188	2,500	906,688	0	0	0	2,500		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
02 納入料	5,972	042000 職員給与費等4人 (人事課)	02 納入料 一般職給 5,972
03 職員手当等	3,267		03 職員手当等 地域手当 597
04 共済費	1,762		期末勤勉手当 2,670
			04 共済費 職員共済組合等負担金 1,762
01 報酬	1,562	043300 職員給与費等70人 (人事課)	01 報酬 会計年度任用職員報酬 1,562
03 職員手当等	604		03 職員手当等 会計年度任用職員期末勤勉手当 604
04 共済費	334		04 共済費 会計年度任用職員共済組合等負 担金 334

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
09 消防費	2,259,802	100,010	2,359,812	0	0	0	100,010		
01 消防費	2,259,802	100,010	2,359,812	0	0	0	100,010		
01 常備消防費	1,844,692	100,010	1,944,702	0	0	0	100,010		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
02 納入料	54,290	047300 職員給与費等 207人 (人事課)	02 納入料 一般職給 54,290
03 職員手当等	29,700		03 職員手当等 地域手当 5,430
04 共済費	16,020		期末勤勉手当 24,270
			04 共済費 職員共済組合等負担金 16,020

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
10 教育費	10,037,019	70,361	10,107,380	0	0	16,000	54,361		
01 教育総務費	2,134,412	7,000	2,141,412	0	0	0	7,000		
02 事務局費	526,832	7,000	533,832	0	0	0	7,000		
02 小学校費	1,997,168	16,001	2,013,169	0	0	3,000	13,001		
01 学校管理費	685,296	16,001	701,297	0	0	3,000	13,001		
03 中学校費	891,785	18,002	909,787	0	0	13,000	5,002		
01 学校管理費	546,928	18,002	564,930	0	0	13,000	5,002		
05 幼稚園費	779,110	12,357	791,467	0	0	0	12,357		
01 幼稚園費	779,110	12,357	791,467	0	0	0	12,357		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
01 報酬	4,372	049900 職員給与費等 56人 (人事課)	01 報酬 4,372 会計年度任用職員報酬 4,372
03 職員手当等	1,692		03 職員手当等 1,692 会計年度任用職員期末勤勉手当 1,692
04 共済費	936		04 共済費 936 会計年度任用職員共済組合等負担金 936
01 報酬	1,874	052500 職員給与費等 24人 (人事課)	01 報酬 1,874 会計年度任用職員報酬 1,874
02 給料	5,429		02 給料 5,429 一般職給 5,429
03 職員手当等	3,695		03 職員手当等 3,695 地域手当 543 期末勤勉手当 2,427 会計年度任用職員期末勤勉手当 725
04 共済費	2,003		04 共済費 2,003 職員共済組合等負担金 1,602 会計年度任用職員共済組合等負担金 401
10 需用費	3,000	052800 小学校管理事業 (学校管理課)	10 需用費 3,000 修繕料 3,000
02 給料	2,715	054400 職員給与費等 12人 (人事課)	02 給料 2,715 一般職給 2,715
03 職員手当等	1,486		03 職員手当等 1,486 地域手当 272 期末勤勉手当 1,214
04 共済費	801		04 共済費 801 職員共済組合等負担金 801
10 需用費	13,000	054600 中学校管理事業 (学校管理課)	10 需用費 13,000 修繕料 13,000
01 報酬	2,498	057600 職員給与費等 85人 (人事課)	01 報酬 2,498 会計年度任用職員報酬 2,498
02 給料	3,257		02 給料 3,257 一般職給 3,257
03 職員手当等	2,749		03 職員手当等 2,749 地域手当 326 期末勤勉手当 1,456 会計年度任用職員期末勤勉手当 967
04 共済費	1,496		04 共済費 1,496 職員共済組合等負担金 961 会計年度任用職員共済組合等負担金 535
10 需用費	1,939		
11 役務費	418		

(款) 10 教育費 (項) 05 幼稚園費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 保健体育費	2,407,410	17,001	2,424,411	0	0	0	17,001
01 保健体育総務費	403,976	17,001	420,977	0	0	0	17,001

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
			担金
		058100 幼稚園管理事業 (学校管理課)	10 需用費 1,939 修繕料 1,939
			11 役務費 418 手数料 418
02 給料	9,229	063300 職員給与費等 55人 (人事課)	02 給料 9,229 一般職給 9,229
03 職員手当等	5,049		03 職員手当等 5,049 地域手当 923 期末勤勉手当 4,126
04 共済費	2,723		04 共済費 2,723 職員共済組合等負担金 2,723

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
13 諸支出金	505,576	8,647	514,223	0	0	0	8,647		
02 還付金	475,098	8,647	483,745	0	0	0	8,647		
04 国庫支出金還付金	427,416	8,647	436,063	0	0	0	8,647		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
22 償還金、利子 及び割引料	8,647	127300 障害者自立支援医療費 国庫負担金償還事業 (障害者支援課) 137500 児童手当支給事業費国 庫補助金償還事業 (子育て支援課) 134700 出産・子育て応援交付 金支給事業費国庫補助 金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 71 償還金 71 22 償還金、利子及び割引料 4,368 償還金 4,368 22 儞還金、利子及び割引料 4,208 償還金 4,208

自転車競技事業特別会計

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	36,597,028	4,295,901	40,892,929
02 財産収入	232,945	102,430	335,375
歳 入 合 計	37,862,118	4,398,331	42,260,449

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費	36,813,735	4,115,302	40,929,037
02 積立金	532,617	102,430	635,047
03 繰出金	289,000	180,599	469,599
歳 出 合 計	37,862,118	4,398,331	42,260,449

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	4,115,302
0	0	0	0	102,430
0	0	0	0	180,599
0	0	0	0	4,398,331

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	36,597,028	4,295,901	40,892,929
01 事業収入	36,597,028	4,295,901	40,892,929
01 通常開催競輪事業収入	36,597,028	4,295,901	40,892,929

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 勝者投票券売上収入	4,295,901	勝者投票券売上収入 4,295,901 (公営競技事業所)

(款) 02 財産収入 (項) 01 財産運用収入

款項目	補正前の額	補正額	計
02 財産収入	232,945	102,430	335,375
01 財産運用収入	232,945	102,430	335,375
01 通常開催競輪財産運用収入	230,953	102,430	333,383

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 競輪場貸付収入	102,430	本場開催競輪場貸付収入 102,430 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国府支出金	地方債	その他		
01 自転車競技費	36,813,735	4,115,302	40,929,037	0	0	0	4,115,302	
02 開催費	36,641,865	4,115,302	40,757,167	0	0	0	4,115,302	
01 通常開催競輪 費	36,601,325	4,115,302	40,716,627	0	0	0	4,115,302	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
12 委託料	714, 589	620400 開催事業 (公営競技事業所)	12 委託料 事業実施運営委託料 その他の委託料
13 使用料及び賃借料	16, 557		620, 171
18 負担金、補助及び交付金	161, 767	620500 投票払戻事業 (公営競技事業所)	13 使用料及び賃借料 会場等借上料
22 償還金、利子及び割引料	3, 222, 389	620800 全国競輪施行者協議会 分担事業 (公営競技事業所)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 18 負担金、補助及び交付金 負担金
		620900 J K A 交付事業 (公営競技事業所)	18 負担金、補助及び交付金 交付金
			97, 734
			97, 734

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
02 積立金	532,617	102,430	635,047	0	0	0	102,430		
01 積立金	532,617	102,430	635,047	0	0	0	102,430		
01 積立金	532,617	102,430	635,047	0	0	0	102,430		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
24 積立金	102,430	621500 岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	24 積立金 積立金 102,430 102,430

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国府支出金	地方債	その他			
03 繰出金	289,000	180,599	469,599	0	0	0	180,599		
01 繰出金	289,000	180,599	469,599	0	0	0	180,599		
01 繰出金	289,000	180,599	469,599	0	0	0	180,599		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
27 繰出金	180,599	621700 一般会計繰出事業 (公営競技事業所)	27 繰出金 繰出金 180,599 180,599

下 水 道 事 業 会 計

令和7年度 下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	合 計 千円	備考
1 事 業 費 用	1 営 業 費 用		6,525,522	24,133	6,549,655	
			5,962,023	24,133	5,986,156	
		7 総 係 費	115,832	24,133	139,965	

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 費 用	6,525,522	24,133	6,549,655
項	1 営 業 費 用	5,962,023	24,133	5,986,156

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
7 総 係 費	115,832	24,133	139,965	1 紙 料
				2 手 当 等
				5 報 酬
				6 法 定 福 利 費
計	5,962,023	24,133	5,986,156	

(単位：千円)

病院事業会計

令和7年度 病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	合 計 千円	備考
1 病院事業費用			17,107,710	194,054	17,301,764	
	1 医業費用		16,441,394	194,054	16,635,448	
		1 給与費	7,422,622	194,054	7,616,676	

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病院事業費用	17,107,710	194,054	17,301,764
項	1 医業費用	16,441,394	194,054	16,635,448

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 給与費	7,422,622	194,054	7,616,676	1 紹料
				2 手当等
				4 報酬
				5 法定福利費
計	16,441,394	194,054	16,635,448	

(単位：千円)

節の金額	説明	備考
76,511	医 師 給 15,762	
	看 護 師 給 43,122	
	医 療 技 術 職 給 14,257	
	事 務 職 給 3,370	
62,236	地 域 手 当 13,297	
	期 末 勤 勉 手 当 48,939	
45,475	会計年度任用職員報酬 45,475	
9,832	職員共済組合負担金 9,832	

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 補正予算給与費明細書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				一般財源	
		期間	金額	期間	金額	特定財源		その他			
						国庫支出金	府支出金	地方債	千円		
市庁舎空調機器整備 (庁舎等管理事業)	千円 58,955		千円 0	令和7年度	千円 0					千円 0	
				令和8年度	58,955						
第6次岸和田市障害者計画・第8期岸和田市障害福祉計画・第4期岸和田市障害児福祉計画策定業務委託 (障害者計画・障害福祉計画推進事業)	9,075			令和7年度	0					0	
				令和8年度	9,075						
保育所給食調理業務委託 (保育所等運営事業)	16,333			令和7年度	0					0	
				令和8年度	16,333						
市立認定こども園駐車場警備業務委託 (保育所等管理事業)	18,176			令和7年度	0					0	
				令和8年度	5,346						
				令和9年度	6,415						
				令和10年度	6,415						
保育所空調機器整備 (保育所等整備事業)	13,684			令和7年度	0					0	
				令和8年度	13,684						
署所端末等整備 (通信機器管理事業)	9,395			令和7年度	0					0	
				令和8年度	9,395						

(下水道事業会計)

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金
地蔵浜地区公共下水道 管渠布設工事	千円 205,314		千円	令和7年度	0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
				令和8年度	205,314	97,284	97,700	10,330	0

2) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区分	職員数				給与費				共済費	合計	備考
	職員	任期付職員	再任用	会計年度 任用職員	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 1,379	人 1	人 41	人 (1,868)	千円 2,125,518	千円 5,588,078	千円 4,829,734	千円 12,543,330	千円 2,166,259	千円 14,709,589	
補正前	1,379	1	41	(1,868)	2,109,840	5,457,239	4,752,088	12,319,167	2,124,295	14,443,462	
比較	0	0	0	(0)	15,678	130,839	77,646	224,163	41,964	266,127	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の内訳	区分	地域手当	期末勤勉 手当
	補正後	千円 608,790	千円 3,126,543
	補正前	595,703	3,061,984
	比較	13,087	64,559

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,379	人 1	人 41	千円	千円 5,588,078	千円 4,260,445	千円 9,848,523	千円 1,852,777	千円 11,701,300	
補 正 前	1,379	1	41		5,457,239	4,188,866	9,646,105	1,814,170	11,460,275	
比 較	0	0	0		130,839	71,579	202,418	38,607	241,025	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 後	千円 608,790	千円 2,557,254
	補 正 前	595,703	2,498,762
	比 較	13,087	58,492

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 会計年度任用職員	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,868)	千円 2,125,518	千円	千円 569,289	千円 2,694,807	千円 313,482	千円 3,008,289	
補 正 前	(1,868)	2,109,840		563,222	2,673,062	310,125	2,983,187	
比 較	(0)	15,678		6,067	21,745	3,357	25,102	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当
		千円
	補 正 後	569,289
	補 正 前	563,222
	比 較	6,067

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明	備考		
報酬	千円 15,678	1 給与改定に伴う増減分	千円 15,678	千円			
給料	130,839	1 給与改定に伴う増減分	130,839		平均改定率	3.43%	
職員手当	77,646	1 給与改定に伴う増減分	77,646	地域手当 13,087			
				期末勤勉手当 64,559	期末勤勉手当の支給率 補正後 [支給期 6月 (1.2) 12月 (1.25) 計 (2.45) 支給率(月) 2.3 2.35 4.65 有] 補正前 [支給期 6月 (1.2) 12月 (1.2) 計 (2.4) 支給率(月) 2.3 2.3 4.6 有] 国の制度 [支給期 6月 (1.2) 12月 (1.25) 計 (2.45) 支給率(月) 2.3 2.35 4.65 有] ()内は再任用職員	 職制上の段階、 職務の等級等に による加算措置	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	看護保健職	消防職	教育職 (高校)	教育職 (幼稚園)
補正後	平均給料 月額	円 335,347	円 334,658	円 323,029	円 338,363	円 351,665	円 362,117	円 377,082
	平均年齢	歳 41- 5	歳 48- 6	歳 45- 0	歳 43- 1	歳 40- 9	歳 43- 6	歳 44- 4
補正前	平均給料 月額	円 324,226	円 323,560	円 312,317	円 327,142	円 340,003	円 350,108	円 364,577
	平均年齢	歳 41- 5	歳 48- 6	歳 45- 0	歳 43- 1	歳 40- 9	歳 43- 6	歳 44- 4

